

自己評価書

静岡大学
国際交流センター

平成 20 年 7 月

目 次

	ページ
I センターの現状及び特徴	1
II 目的	3
III 基準ごとの自己評価	4
基準1 活動の目的	4
基準2 活動の実施体制	6
基準3 教員の採用・昇格等	10
基準4 活動の状況と成果	11
基準5 施設・設備	23
基準6 財務	25
基準7 管理運営	27
資料	31

I センターの現状と特徴

1 現状

(1) センター名 国際交流センター

(2) 所在地 〒422-8529
静岡県駿河区大谷836

(3) センターの構成

学術交流部門

学生交流部門

プロジェクトチーム

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数 251名（留学生数）

専任教員数 学術交流部門 准教授2

学生交流部門 教授2 准教授2

プロジェクトチーム 准教授3

(5) 施設・設備

静岡キャンパス 教室(42㎡×1、22㎡×1)、

資料室(22㎡)、倉庫(22㎡)、
センター長室(44㎡)、事務室
(84㎡)、研究室(21㎡×5)、
共同研究室(43㎡)、プロジェ
クトチーム教員研究室(21㎡
×1、他に人文学部より借用分
21㎡×2)

浜松キャンパス 教室(54㎡×1、53㎡×1)、
研究室(24㎡)、資料室(24
㎡)

(浜松キャンパスについてはす
べて借用施設)

(6) 予算

11,255千円（平成20年度）

2 特徴

そもそも教育や学術は普遍的性格を持ち、大学における国際交流は教育・研究を充実・発展させる上で重要な要因であったが、近年グローバリゼーション等の外部要因の変化とともに、大学の国際化は避けて通れない道となっている。

静岡大学においては、その理念、基本方針に沿って、学生及び教職員の教育・研究両面での国際交流活動を一体的に推進するため、従来の留学生センターを発展的に改組拡充し、平成 18 年 4 月に国際交流センターが設置された。

当センターにおいては、学術交流、学生交流を有機的・円滑に実施するため、センターが所掌する事項を検討するための教員全体会議を原則毎月 2 回開催している。また、センターの運営一般については、国際交流センター運営委員会において、また、国際戦略関連などの全学的な戦略については、国際交流センター管理委員会において、審議をおこなう。なお、同管理委員会において決定した事項については、教育研究評議会において審議され、全学的な承認を得る。

Ⅱ 目 的

教育・研究・文化における学生・教職員の国際交流に関する活動を一体的に実施することにより、本学の理念に沿った総合的かつ効果的な国際交流事業を推進し、静岡大学の国際化に寄与することを目的としている。

より具体的には、重点領域を軸に、特に大学院博士課程において、教育・研究の国際連携を図ることにより、質の高い基礎研究を推進するとともに、国際戦略の推進体制の整備・強化を行うことにより、世界をリードする教育研究機関となることを第一段階の目標とする。第二段階としては、学部・修士課程をも含めた、本学全体のグローバル化に向けた教育研究整備を進める。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 活動の目的

- 1-1 目的（学内共同教育研究施設等としての活動を行うに当たっての基本的方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

（1）観点ごとの分析

観点1-1-1 目的として、活動を行うに当たっての基本的な方針や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

（観点到係る状況）

「静岡大学国際交流センター規則」（平成18年2月15日規則-1号）第2条において、「センターは静岡大学（以下「本学」という。）における教育・研究両面での国際交流に関する活動を一体的に実施することにより、本学の理念及び基本方針に沿った総合的かつ効果的な国際交流事業の推進に寄与することを目的とする。」と規定されている。

（分析結果とその根拠理由）

国際交流センター（以下、単にセンターという。）の目的は本学の国際交流事業の推進に「寄与」することであり、そのためには国際交流活動の一体的実施のため、基本計画の企画立案、事業の新規開拓、中核的事業の総合調整業務を行う。目的は明確であるが、量的達成目標が明示されているわけではない。

観点1-2-1 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点到かかる状況）

センターの目的はセンターホームページの「センターとは」で紹介されており、年2回発行の「国際交流センターニュース」（ホームページにも掲載）においても、センターの目的や活動状況が紹介されている。また、国際交流センター運営委員会および同管理委員会を通じて重要案件については、各部局から選出された委員が構成員となっているため、部局委員が各部局の教授会などで報告している。また、本目的は、「未来を拓く静岡大学一ビジョンと戦略」に記載され、大学のビジョンの一環として構成員に広く周知されている。

（分析結果とその根拠理由）

学内ではセンターの存在は十分周知されている。しかし、個々の国際交流活動については、そのための戦略構築、これを実施するための調整を行うことがむしろ国際交流センタ

一のミッションであるが、学内では、これまでの認識には達しておらず、むしろ、国際交流の実施・その補助に終始すべきとの誤解が多く、これらの誤解された業務の負担が増加し、本来の業務を圧迫している。今後センターの目的を達成するためにはこれらの事柄に関して広くコンセンサスを得る必要がある。

観点1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

(観点にかかる状況)

センターの目的はセンターホームページの「センターとは」で紹介されており、年2回発行の「国際交流センターニュース」(ホームページにも掲載)においても、センターの目的や活動状況が紹介されている。また、上記、本学のビジョンと戦略は、他の戦略とともに、社会に公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

社会からみれば、センターは本学の国際交流関係の窓口として機能しており、センターを通じて目的が公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

国際交流戦略を遂行していく上で、地域との連携を強めることが、上記「本学ビジョンと戦略」に明記されているが、これを実行に移すべきである。平成20年には、静岡大学が議長大学を受け持つ静岡県留学生交流等推進協議会を通じて、県内留学生1500人および県内企業にアンケートを実施し、このアンケート結果を基にして、留学生の就職問題をテーマにした2日間にわたる国際交流討論会を開催し、地域のグローバル化への貢献ということで、好評を博した。

(改善を要する点)

上記センターの国際戦略におけるリーダーシップを発揮して、学内の教員の意識改革を進め、個々の教員と国際交流センターの役割分担に関する認識を共有する必要がある。

(3) 基準1の自己評価の概要

活動の目的は国際交流の推進であり、方向性は明確であるが、量的な指標は持ちにくい。有限の人的資源を効果的に活用するためには本学全体の基本方針に沿った国際交流に関する戦略的基本方針をセンターがしっかりと把握し、先導的な役割を果たせるように、自覚を持つべきであり、これら基本方針の全学的共通理解に導くことが必要である。

基準2 活動の実施体制

- 2-1 活動に係る基本的な組織構成が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-3 活動の質の向上のための取り組みが適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-1 基本的な組織構成が、目的を達成する上で適切な規模と機能を持っているか。

(観点にかかる状況)

センターは教員組織である学術交流部門、学生交流部門、プロジェクトチームとそれを支援する事務組織である国際交流チームから成っている。

学術交流部門は平成19年度まで専任教員が准教授1名だったが20年度より准教授が2名となった。(任期付き、再任は一回のみ可。)

学生交流部門は教授2名、准教授2名の4名体制となっている(任期なし)。

プロジェクトチームは4年間の任期付きの准教授が4名配置されていたが、平成20年度より3名となった。21年度をもって全員が任期切れとなり、プロジェクトチームはなくなる予定である。

国際交流チームは課長、副課長を含む専任職員が5名配置され、これに非常勤職員1名と派遣職員2名が加わった8名体制となっている。

(分析結果とその根拠理由)

静岡大学の国際的な業務を一体的に推進するための体制として、平成18年度より留学生センターを発展的に解消し、国際交流センターが設立された。留学生センターの活動内容は現在の学生交流部門にそのまま引き継がれ、新たに全学の国際交流を担当する学術交流部門が設置された。当初専任教員が1名だけであった学術交流部門は学生交流部門の教員1名の退職に伴い、20年度より2名に増員された。この措置により、静岡大学の学術交流部門は大幅に増強され、国際交流の推進に必要な教員は確保されたといってもいいだろう。しかし、留学生教育を中心とする学生交流部門の教員は5名から4名へと減員され、しかも静岡キャンパス3名に対して浜松キャンパスは1名で、依然として浜松キャンパスの教員不足は深刻な状況にある。学生交流部門の教員が削減されたことで、浜松キャンパスへの支援も難しくなり、浜松での留学生業務の遂行に大きな困難が生じている。両キャンパスの留学生数にそれほど差がないことから、人員の増強と分室の設置が緊急の課題となっている。

また、外国人教師が所属するプロジェクトチームは、全学教育科目の語学教育に従事するかたわら、センター業務としては、センター関連書類の翻訳・監修や業務に関する専門的助言を行っている。現実にはセンターとして、必ずしもこれら外国人教員を活用しきれ

ていない。しかし、プロジェクトチームは平成22年3月には解消される予定であることから、国際交流センターに専任の外国人教員がいなくなることは大きな損失である。大学の情報を海外に発信していくためにも英語等、外国語のネイティブ教員の継続的確保が強く望まれる。

事務組織である国際交流チームは平成18年度国際交流センター設置に伴い、学務部留学生課及び学術情報部研究協力課の国際交流担当係を併合し、国際交流チームとして独立させ、国際交流センター業務支援及び全学的な国際業務に関する事務を所掌する事務組織として設置された。構成員として、課長1名、副課長1名、主査1名、主任1名、スタッフ1名、非常勤職員1名及び派遣職員2名である。(2020.5.1現在) チームは大きく3つの分業体制で国際交流業務に対応している。それは、1. 国際化企画担当(国際交流会館業務も含む)、2. 留学生受入担当、3. 教職員・学生派遣推進担当の3つである。基本的には各担当で所掌しているが、業務の内容によっては担当を横断的に関わらせるようにしており、チーム制としての機能は果たしている。ただし、現在のところ国際交流チームは全員常時静岡キャンパスに勤務しており、浜松キャンパスへの事務対応の即時性等に課題を抱えている。

観点2-2-1 活動に関する施策等を審議するセンター会議等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

(観点にかかるとの状況)

センター活動を推進するために、管理委員会と運営委員会が設置されている。管理委員会はセンターの管理及び運営に関する重要事項を審議するために、運営委員会はセンター業務に係る事項を審議するために開催される。管理委員会は必要に応じて開催され、平成19年度は6回実施された。運営委員会は毎月開催されている。また、実質的な活動内容を審議するために、センター長と専任教員全員(プロジェクトチームの外国人教員を除く)、国際交流チーム課長からなる教員会議が隔週ごとに開催されている。

(分析結果とその根拠理由)

管理委員会は各学部の評議員1名、独立大学院部局長及び電子工学研究所長が委員となっており、静岡大学の国際交流に関する重要案件を審議できる体制となっているが、予算、人事などの承認的議題が多く、静岡大学の国際戦略を検討し、決定していくようなダイナミックな組織としては機能していない。

運営委員会には各部局の代表だけでなく、3学部(人文、教育、工学)に配置されている留学生受け入れ担当教員(4名)も委員として参加しており、その意味で全学的に留学生関連業務を遂行する体制になっている。しかし、国際交流センターの業務を補佐する組織としては実質的な活動はほとんどなく、国際交流業務の内容を各学部に伝えるという役

目で終わってしまっている点で、根本的な改善が必要であると思われる。

教員会議は隔週開かれ、学術と学生の両部門の具体的な業務の審議・報告が行われている。必要に応じて、臨時会議も開催されており、センターの実質的な活動を決定する役割を担っている。

観点 2-3-1 活動の質の向上のために、活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

(観点にかかる状況)

学生交流部門に関係する活動においては、必ず日本語教育プログラム受講生や、サマースクール参加者等に対してアンケートを実施し、問題点を検証し、内容を改善する取り組みを行っている。また、各学期末には非常勤講師を交えた授業反省会を開催し、その内容をシラバスやカリキュラムの改善に反映させている。学術交流部門に関係する活動においては、国際交流センター運営委員会、同管理委員会で審議しながら遂行するため、これらの委員会において検証が行われ、改善などが自由に提案されている状況にある。

(分析結果とその根拠理由)

必要な取り組みはおおむねなされている。

観点 2-3-2 学生、教職員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で活動に反映されているか。

(観点にかかる状況)

センターは毎年シンポジウムや公開講座などの社会に向けた活動を行っているが、実施後に必ずアンケートをとり、地域におけるニーズを把握し、活動に反映させている。また、教育においてもアンケート結果を授業に反映させる取り組みを行っている。

国際交流センター設置以前の留学生センター時代には大きなニーズ調査を2回行っている。平成14年には静岡大学の現状分析を目的に「国際化へ向けてのアンケート調査」を、また、16年には海外派遣のニーズを知るために「夏季短期留学意向調査」を学部1・2年生を中心に実施し、海外留学に関する希望を調査した。そして本年は、国際交流討論会「輪っ・話っ・和っ!」を始めるにあたって、静岡県内の企業136社と各大学の留学生756名を対象にしてアンケート調査を行った。その結果、両者のニーズをしっかりと把握することができた。

(分析結果とその根拠理由)

平成14年の調査から、静大生の多くが留学生との交流に関心が薄く、自らの留学にもあ

まり積極的でなく、海外留学制度の存在も知らないという実態が明らかになった。また、教職員はセンターの活動内容に関して理解が不足していることが明らかになった。このことから、広報の重要性が再認識され、ホームページの充実、印刷物の配布、海外留学情報の発信など、広報の充実に努めることになった。また、事務職員の回答から、国際交流業務への認識不足、現状における業務遂行体制の困難点が指摘され、国際交流業務を推進できる専門的スタッフの育成および配置が全学的に必要なことが明らかとなった。ただ、このアンケート結果をもとに大学全体の国際交流活動推進体制が大きく改善されているとは言いがたい状況である。

また、平成16年の調査により、部局に関係なく半数程度の学生が留学希望を持っており、その6割以上が英語圏への留学を希望していることが分かった。期間は2週間～1か月程度と短期のものが最も多く、できるだけ費用のかからない留学を希望していることも明らかになった。このことから、懸案であった中国への夏季短期留学の実施は見送ることになった。英語圏へのニーズは高いため、減少傾向にあるアメリカやカナダへの夏季短期留学への広報やガイダンスなどの充実にさらに図り、海外留学への参加者数を増加させる取り組みを進めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

ネブラスカ大学オマハ校、アルバータ大学、朝鮮大学校、嶺南大学校については特に学生交流が活発であるため、種々交流促進のために、それぞれセンターと運営委員（部局委員）から1名連絡教員を選抜し、両校との連絡を密にしている。

(改善を要する点)

浜松地区の教員不足および国際交流チーム職員の不在は深刻である。緊急の増員が必要とされている。海外への派遣日本人学生数の増加に向けて、広報を工夫し、日本人学生のニーズにあったプログラムなどを開発する必要がある。

(3) 基準2の自己評価の概要

ニーズの増大に対して教員数が量的に不足している現状は早急に改善する必要がある。また、センターに期待される機能は、必ずしも予め計画的に設定できるものではない場合があり、状況に応じて柔軟にマンパワーを有効活用できるような体制の工夫も重要である。

基準3 教員の採用・昇格等

3-1 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1 専任教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか

(観点にかかる状況)

静岡大学国際交流センター専任教員選考に関する細則及び国際交流センター専任教員選考に関する申し合わせに従って運用されている。

(分析結果とその根拠理由)

特に問題はない。

観点3-1-2 教員の活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされているか。

(観点にかかる状況)

全学的基準「教員の個人評価に関する実施要項」に従って、実施している。

(分析結果とその根拠理由)

平成19年度は試行的に実施したが、評価基準等を見直し、20年度から本格的に実施することとしている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

特になし

(3) 基準3の自己評価の概要

教員の採用・昇格等の基準、運用に関しては特に問題はない。

国際交流業務は、交流相手先の状況・都合や様々な外部要因から不定形な業務も多く、計画に対する達成度のような量的評価になじまない面が多い。センター教員を評価する独自の客観的・明示的指標があることが望ましいが、非常に困難と思われる。

基準4 活動の状況と成果

4-1 目的・基本方針に照らして、学内共同教育研究施設等としての活動が活発に行われ、成果が上がっていること。

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-1 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

(観点にかかる状況)

センター規則の所掌項目に沿って、記述する。

【学術交流部門】

(1) 国際化推進の基本計画の策定に関すること。

平成18年度に新設された学術交流部門1名は、19年度に設置された国際戦略WGのメンバーとして、本学の「ビジョンと戦略」の国際戦略の策定に取り組んできたほか、運営委員会・管理委員会を通じて、国内外の大学の国際化に関する動きを報告し共通認識を促している。

(2) 国際的なプロジェクトの推進に関すること。

本学の協定校との国際研究会議である InterAcademia の運営支援に、国際交流センター教職員が平成18年度より関わっていることをはじめ、本学の国際交流の窓口として、協定校の研究者を学内の研究者に紹介することにより国際連携の強化を推進している。

日常的に、海外の有力大学からの学長・研究者などの来訪に対応し、国際的なプロジェクトの推進を念頭に、協定校の拡大や研究・教育交流の推進に向けてコンタクトをとっている。また、平成18年度には、協定の文例を整理し手続きを学内に通知して、協定締結の提案を促してきた。その成果として、近年東南アジア諸国、ドイツ、インド、バングラデシュ、韓国などと、大学間協定、部局間協定を新たに締結し、現在、大学間協定21件（センター設置後5件増）、部局間協定20件（同7件増）を数えるに至っている。

(3) 国際交流に関する競争的資金の獲得に関すること。

平成20年3月に公開されたビジョンに基づき、本学の国際化を具体的に推進する方策の一つとして、20年6月に「大学の国際化推進に関する外部資金獲得にむけて」と題した通知を学内に配布し、かつ運営委員会でも報告した。これは、次年度やそれ以降に公募される外部資金の申請課題に関する学内シーズ・ニーズ等を調査し、速やかな申請と確実な資金獲得に貢献することが目的である。大学の国際化に関する外部資金の例としては、文科省「大学教育の国際化加速プログラム」の各種や、JSPSによるものなどを広く想定している。現在、各部局を訪問してシーズ等の調査を実施中であり、該当するプログラムの資金獲得に向けた動きを開始している。

また、「ビジョンと戦略」に掲げられている戦略の1つである、日本人大学院生の海外派遣支援システムの構築に向けて、長期留学支援（奨学金）に関する文科省の外部資金の応募をからめて検討を進めている。

（４）国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

国際的な学術交流の推進のため、平成20年度前期には、様々な機関を訪問し、情報を収集した。例えば、東工大・九大など、大学国際本部戦略強化事業に採択され優れた先駆的取り組みを行っている他の国立大学をセンター教職員で訪問し、国際化を実現するために実際に行われている戦略や諸施策についてヒアリングを行った。また、ドイツ・DAAD、フランス・Campus France などといった東京の海外学術交流団体も訪問し、各国の留学に関する情報を積極的に収集している。さらに、本学が団体会員となっている JAFSA での各種研修会・シンポジウム等に教職員が参加し、国際交流にかかわる幅広い情報を集めるのに役立っている。

（５）外国の大学等からの研究者受入れに関すること。

当該項目については、国際交流チームで手続き等を進めている。

（６）教職員の海外派遣に係る相談・助言等の総合的支援に関すること。

職員の海外派遣研修について、訪問校への質問事項の整理・英訳を支援するなど、間接的な支援を行っている。

（７）国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

平成19年度の台湾・嘉義大学と本学吹奏楽団との合同演奏会など、本学の国際的な文化交流の事業においては、協定関係の有無に関わらず、その運営支援に学术交流部門が当たってきた。

また、静岡県留学生等交流推進協議会の事業として、県内の大学に在籍する大学生（留学生・日本人学生）を対象としたスポーツ交流、国際交流討論会を毎年実施しており、国際交流センター教職員が、運営の支援を行っている。これらは、本学のみならず他大学の学生や一般市民との交流を促進する機会となっている。

（８）その他国際的な学術交流に関すること。

国際交流に関する「危機管理マニュアル」の枠組みを策定し、平成20年度前期の運営委員会で報告した。今後はこの枠組みに基づいて、他国立大学の例を参考にしながら同マニュアルを整備していく予定である。また、危機管理対策の一環として、新たに夏季短期留学に参加する静大生に対し「海外安全の知識」というテーマでオリエンテーションを実施した。

国際交流に関するデータベースの充実化を図るため、関連する情報の収集を検討している。たとえば、現在は学生の海外派遣に関するデータはホームページなどで公表されていないので、今後のセンターホームページの整備と並行して、これらのデータの公開も進めていく予定である。

平成 19 年度末に学生交流部門の教員が退職により 1 名減少し、学術交流部門の教員が 1 名増加したため、学術交流部門の教員が平成 18 年度以来、本来学生交流部門の所掌となっている学生の海外派遣先の開拓、学生の海外派遣に関する総合的支援に大きく関わってきているが、このほか、サマースクールやその他学生交流に関する行事・活動に柔軟に協力する体制を整えた。

【学生交流部門】

(1) 外国人留学生の受入れ促進に関すること。

留学生センターが設置されて以来、オリエンテーション、日本語授業の充実に取り組み、留学生へのサービスが改善され、毎年交流校から一定数の留学生が派遣されるようになった。この結果、留学生センター設置時 260 名前後の留学生数が現在では 300 名前後となっている。(平成 17 年度前期 295 名・後期 307 名、平成 18 年度前期 285 名・後期 303 名、平成 19 年度前期 287 名・後期 292 名) 受け入れ促進のためにホームページを一新し、海外から留学生に便宜を図っているが、まだ完全ではない。

21 年度 10 月より開始される後期入学学部留学生のプログラム、ナショナルインターフェイシングエンジニアプログラム (NIFEE) にも計画当初から関わり、留学生受入れ、留学生教育について助言、協力を行っている。

また、海外での日本留学フェアや国内での進学説明会などに参加し、静岡大学の認知度を高める努力を行っている。部局の募集要項の英文化にも協力している。

(2) 外国人留学生に対する入学前予備教育の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスでは各学期に日本語研修コース(初心者コースのみ)、浜松キャンパスでは後期に日韓理工系学部留学生予備教育コース(中級コース)が行われている。日本語研修コースは主に国費研究留学生や教員研修留学生、センター長の認める者などがコンスタントに受講しており、授業シラバスも年々充実したものとなってきている。従来初心者コースと初級コースの 2 コースがあったが、全学的な非常勤講師削減計画の中で初級コースが削減され、その意味で必ずしも万全の体制であるとは言い難い。実際日本語が中級レベルの国費留学生を受け入れることもあり、その場合、日本語教育プログラムの履修を勧めている。ただし、静岡と浜松にキャンパスが分かれているため、浜松キャンパスに配属される国費留学生は、日本語研修コース受講が現実には困難である。

日韓コースでは、韓国で半年の予備教育を終えた学部入学予定の留学生に対して、学部生として勉学できる日本語能力を身に付けさせることを目標とし、漢字能力の補強、発話

能力、作文能力などの育成を行っている。受講生相互の交流も重要であると考え、一定の条件を満たし国際交流センター長が適当と認めた場合、その他の留学生の受講も認めている。授業に 8 割以上出席し、所定の試験を全て受験した正規生には修了証、非正規生には受講証を授与している。また、入学前の準備期間であることを重視し、日本語教育の他に、受入れ学部である工学部（平成 20 年度は理学部）と連携し、数学、化学、英語の知識の確認、補習を行っている。

日韓生は、来日時の日本語能力が学部入学レベルではないこと、年齢が低く精神的に不安定な場合があることから、学部と同じ環境で予備教育を受けられる利点を活かし、受入れ学科との連携や日本人学生との交流を通して、自然な形で静岡大学に慣れるように工夫している。

（3）外国人留学生等に対する日本語教育プログラムの企画・運営及び実施に関すること。

日本語教育プログラムは平成 18 年度より単位化され、内容的には充実したコースとなっている。また、留学生以外の関係者にも門戸を広げた点で、評価ができる。

日本語教育プログラムでは、静岡大学で勉強する全ての留学生を対象に、15 週間の日本語教育を提供している。コース前のプレイズメント・テストによって、静岡キャンパスでは初心者向けから上級まで 5 レベル、浜松キャンパスでは初心者向けから中級まで 3 レベルに分かれ、日常的コミュニケーションのほか、研究活動に必要な口頭発表やレポート執筆の技能などを教えている。18 年度より単位化されたことにより、協定校からの交換留学生にとって静岡大学への留学メリットが増えた。

留学生にとって日本語は、勉学・研究生活だけでなく、日常生活にも必要であるため、可能な限り短時間で高い効果を上げる必要があり、初心者クラスでは 10 名以内、中級以上では 20 名以内と定員を設けている。また、18 年度からは、静岡大学の研究者・研究者及び留学生の配偶者などにも門戸を開いた。定員に空きがあり、プレイズメント・テストの結果センター長が適当と認めた場合は、所定の授業料を納付して受講できるようになった。（ただし、外国人研究者および配偶者からは授業料を徴収し、単位を与えていない。）

（4）日本語サマースクールプログラム等、学生交流に関する研修事業の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスにおいて、毎年 6 月～7 月の 3 週間にわたり、朝鮮大学校（韓国）から 16 名の学生を受け入れ、日本語・日本事情、校外学習などのプログラムを提供している。受講した留学生に 2 単位を認めている点は他大学にはない特徴である。サマースクールについては、当初は全学的な取り組みということであったが、現在は実質的にセンター教職員に偏った運営となっており、センター教職員の負担が増大している点で問題が多い。

また、毎年 2 月に全学留学生を対象にスキー研修を行っている。普段の勉学・研究生活から離れ、日本の文化や風土を体験できるため、留学生からは好評である。静岡キャンパ

スと浜松キャンパスの留学生が交流できる数少ない機会となっている。

センターでは留学生支援ボランティアを組織し、日本人学生と留学生との交流を促進している。日本人学生の登録者数は両キャンパス合計約 100 名で、日本語授業参加、校外学習参加、留学生の発表見学、討論会への参加、留学生の日常生活の支援など、活発な交流が行われている。

(5) 外国の教育研究機関との連携による全学的な学生交流の企画及び実施に関すること。

交流協定校との交換留学が毎年行われ、協定校から 15 名～20 名程度の学生が勉学に来ている。留学を通して、日本人学生との交流が行われている。また、毎年夏休みを利用して、夏期短期語学留学（アメリカネブラスカ大学、カナダアルバータ大学、韓国朝鮮大学校）を 3 週間程度の期間で実施している。ネブラスカ大学への短期留学では、ネブラスカ大学の音楽学部と芸術学部と連携をして、静岡大学の音楽および芸術関係の学生との交流を含むプログラムも含まれている。

(6) 外国人留学生の受入れ、修学及び生活に係る指導・相談に関すること。

留学生の身分にかかわらず受け入れ時にガイダンスを行い、「留学生ガイドブック」を配布して大学生活・日常生活に関する指導を行っている。学生交流部門教員がそれぞれオフィスアワーを設け、修学及び生活に係る指導を行い、また相談に応じている。18 年度より、静岡・浜松キャンパスに非常勤の相談カウンセラーを配置し、隔週で日本語・英語による相談業務を行っている。

浜松キャンパスでは、部局の留学生受入れ担当教員や留学生に関係する教職員と協力し、部局でのガイダンス内容、国際交流センターでのガイダンス内容を共有し合い、留学生に対して一貫した指導を行うよう心がけている。

(7) 日本語・日本事情教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること。

各センター専任教員はそれぞれの専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する論文を執筆、あるいは全国学会や国際学会などで口頭発表を活発に行っている。『静岡大学国際交流センター紀要』も毎年定期的に発行している。

平成 13 年度・14 年度学長裁量経費及び平成 13 年度・15 年度教養教育委員会競争的配分経費を得て、学部留学生を対象とした講義理解のための聴解教材作成を行った。具体的には、共通教育で講義を担当する教員による 10 分程度のミニ講義を録画し、講義の構成や言い回し、板書などを分析した。講義は個人差があるため、2 年間で 9 名の講義を録画し、分析した。これらの分析結果をもとに、講義聞取りのポイントや板書の特徴などをまとめて教材化し、学部 1 年の日本語授業で活用している。

また、平成 19 年度にはセンターとして（留学生センター時代も含めて）初めて教員 1 名を海外（オーストラリア）に 1 年間研修派遣し、サバティカルを実施した。派遣された教

員は本人の専門の研究だけでなく、オーストラリアの日本語教育事情・大学の国際交流事業なども調査・研究し、帰国した。

(8) 学生の海外派遣先の開拓に関すること。

大学間交流校と学部間交流校で合わせて海外の大学 41 校と協定を結んでいる。これらの大学のそれぞれに派遣される学生数は必ずしも増加していないものの、東南アジア諸国、ドイツ、インド、バングラデシュ、韓国などと、大学間協定、部局間協定を新たに締結し、派遣先は増加している。現状では、学生の間では、欧米諸国、特に、英語圏の国々への留学志向が強いことから、派遣学生を増加させるには、これらの国において有効な提携を増やす必要がある。

(9) 学生の海外派遣における修学及び生活に係る助言並びに事前プログラム等の総合的支援に関すること。

海外留学をめざす学生のために、平成 19 年度より、静岡大学の協定校への留学情報が記載されている冊子「スタディアブロード」が作られている。夏期短期留学（ネブラスカ大、アルバータ大、朝鮮大学校）および I L U N O 留学の場合、説明会、オリエンテーションなどの事前研修が数回行われている。また、留学全般については、国際交流チームの窓口でいつでも説明を行っているほか、静岡大学と交流関係の深いネブラスカ大学、アルバータ大学、朝鮮大学校・嶺南大学校には連絡教員がいて、学生の留学相談に乗っている。

大学の交流校への留学の仕方がわかりやすくまとめられた冊子が作られており、国際交流チームの窓口でいつでも相談できる体制が整えられている点で、支援できる体制は整っている。事前研修において留学手続きや現地の生活の紹介などがなされているが、海外での危機管理や異文化理解などの研修ならびに留学後のフォローアップも望まれる。これについては、20 年度より開始している。また、本学日本人学生の海外留学に関する意識を高め、予備知識を授けるため、静岡キャンパスと浜松キャンパスにおいて留学フェアを実施する計画である。

(10) 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

静岡県の小・中学校、教育学部附属学校の国際理解教育授業に留学生を派遣し、地域の異文化交流を促進している。

地域の国際交流協会や N P O などと連携し、浜松、御前崎、静岡などでホームビジットやホームステイを行っている。留学生にとっては、実際の日本人の生活を体験することができ、大学以外の生活を知ることができる。同時にホストファミリーの市民にとっては、留学生の国や文化に触れる機会である。

日本語教育を専門とする教員が多い利点を活かし、地域の日本語教育に関する公開講座を隔年で静岡市、浜松市で開講している。また、2 年に 1 度、多文化共生社会、異文化理

解など地域の国際化を目的としたシンポジウムを開催しており、地域の知的要求に応じている。

さらに、国際交流討論会は、毎年度(財)中島記念国際交流財団へ留学生地域交流事業助成申請を行い、助成金を獲得して開催している。

(11) 静岡大学国際交流会館の入居者選考に関すること。

館長、主事、運営委員会及び国際交流課長、工学部事務長による選考委員会が設けられており、選考基準に沿って選考が進められる。

(12) その他国際的な学生交流に関すること。

静岡県留学生等交流推進協議会の議長大学として、県内の大学に在籍する大学生（留学生・日本人学生）を対象としたスポーツ交流、国際交流討論会を毎年実施している。一般市民も参加しており、他大学の学生や一般市民との交流を促進する機会となっている。しかし、加盟団体は形式的な参加が多く、必ずしも活発に留学生交流が行われているとはいえない。

国際交流センターが組織する留学生支援ボランティアにおいて、日本人学生と留学生との活発な交流が行われている。静岡・浜松合わせて 100 名ほどが登録しており、さまざまな活動を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

【学術交流部門】

学術交流部門は、所掌事項の「(2) 国際的なプロジェクトの推進」に見られるように、個別に明確化された事業の運営というより、国際交流に関するあらゆる事項について企画・運営が期待されており、学内外の窓口としての役割が大きい。

こうしたなか、平成 20 年度に増員されるまでの 2 年間、学術交流部門では 1 名で多様な案件に対応してきた。協定（候補）校との学術交流に関する日常的な折衝、国際交流に関する課題についてのセンター内での問題提起のほか、文科省「戦略的国際連携支援事業」（平成 18-19 年度）に関わる InterAcademia の運営支援は、学内外の関係者・協定校関係者との協議の場を多く持つ絶好の機会として、新しい教育・交流制度(ダブルディグリープログラム)の精緻化・拡大を図った。

さらに、平成 19 年度には、国際戦略 WG メンバーとしてビジョンの策定に取り組んだのを契機に、学内に対する働きかけに取り組み、平成 20 年度からは、センター外に対して、例えば「外部資金獲得にむけて」と題した通知の配布など、国際学術交流に関する課題を整理し認知する努力を重ねているところである。

従って、学術交流部門の活動は、課題の優先順位を意識しながら、現在活発化の一途をたどっているといえよう。

【学生交流部門】

留学生については静岡の体制と比べ、浜松での受け入れ体制（専任教員が1名）は充分であるとはいえず、教職員の補充が望まれる。留学生受入れに不可欠な宿舎については、静岡国際交流会館、（鷹匠荘）、浜松国際交流会館があり、効率的な運用に努めているが、受け入れ絶対数としては十分ではなく、大学当局に改善を働きかけているところである。民間の宿泊施設については、生協を通じてアパート・マンションの所有者へ留学生について理解を求める働きかけをしている。

静岡大学国際交流会館の選考基準は国費留学生の入居を優先しており、経済的な困難を抱える私費学部生は優先順位が低い。また外国人研究者も入居を優先されているため、経済的に余裕のある入居希望者のほうが国際交流会館へ入居している現状がある。日本の生活に慣れるために1年という入居期間は適切だが、大学生活の基本である住居による負担を軽くするために、私費留学生への優先度を上げることも検討すべきである。また、静岡では希望人数に対して収容人数が少ないため、施設を拡張するなどの措置が緊急課題となっている。

日本語教育プログラムの改善点として、各レベルが週3コマしかなく、その意味では必ずしも留学生のニーズに応えるものとはなっていない。非常勤教員を増やし、授業数の増加が望まれる。

観点4-1-2 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

（観点にかかる状況）

【学術交流部門】

（1）国際化推進の基本計画の策定に関すること。

平成20年3月発表の本学の「ビジョンと戦略」のなかで「国際戦略」が設定されたことで、国際化推進の大筋の方向性が定められた。従って、平成20年度より、国際学術交流に関する諸策について、このビジョンに基づいて提案・説明・変更することが可能であり、国際化の推進が一層図られ易くなっている。

（2）国際的なプロジェクトの推進に関すること。

国際交流センター、特に学術交流部門が、本学の国際交流の窓口として、学内外の教職員に認知されるよう努力を重ねており、国際プロジェクトの新しい取組みについて、関わっている。

（3）国際交流に関する競争的資金の獲得に関すること。

本学の国際化を具体的に推進する方策の一つとして、平成20年6月に「大学の国際化推進に関する外部資金獲得にむけて」と題した通知を学内に配布したことにより、学内他部

局の教員からの問い合わせが増えるなど、接点が増加している。

(4) 国際的な学術交流のための企画・運営及び調査・研究に関すること。

平成 18 年度、19 年度と、JAFSA 等のセミナーや文科省主催のシンポジウムを通じて今日の大学の国際化について見聞してきたが、平成 20 年度には、他大学や国際学術交流団体への訪問調査を行い、そこから得た諸案を具体化している。

(5) 外国の大学等からの研究者受入れに関すること。

より高い目標設定をめざすべきところであると考えている。

(6) 教職員の海外派遣に係る相談・助言等の総合的支援に関すること。

より高い目標設定をめざすべきところであると考えている。

(7) 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

多様な文化交流や産学交流、地域の国際化推進の窓口となっており、成果は上がっているといえる。

(8) その他国際的な学術交流に関すること。

留学生センターから本センターの学生交流部門に引き継がれた留学生への日本語教育等以外の、その他戦略的業務は、ほとんど学術交流部門および国際交流チームで担当・処理してきている。

【学生交流部門】

(1) 外国人留学生の受入れ促進に関すること。

2000 年に留学生センター設置時 260 名前後の留学生数が現在では 300 名前後となっている。(平成 17 年度前期 295 名・後期 307 名、平成 18 年度前期 285 名・後期 303 名、平成 19 年度前期 287 名・後期 292 名) で、ある程度の成果は上がっていると言えるが、他の同規模の国立大学と比べて決して多いとはいえない。大学としての留学生政策を策定し、目標を決め、具体的な形で留学生受け入れを促進していく必要がある。

(2) 外国人留学生に対する入学前予備教育の企画・運営及び実施に関すること。

静岡キャンパスの日本語研修コースでは受講した留学生全員が基礎的な日本語力を身につけ、大学院（研究生も含む）に進学している。その意味で、大学生活・日常生活に必要な日本語コミュニケーション能力をつけるという基本的な日本語教育の成果は上がっていると考えられる。ただ、中級レベルの学生を受け入れるコースは廃止されたため、そのよ

うな学生が配置された場合、受け入れに困難が生じている。

日韓コースでは、受け入れ学部である工学部などとの連携を密にして日本語研修を実施しており、その後全員が予定どおり進学し、勉学をつづけている。学部に入るための予備教育としての成果は上がっていると評価できる。

(3) 外国人留学生等に対する日本語教育プログラムの企画・運営及び実施に関すること。

日本語教育プログラムはそれまでの日本語補講授業から平成18年度より単位化され、シラバスも完備された。多くの協定校からの留学生が受講し、内容的に充実したコースとなっている。また、留学生以外の関係者にも門戸を広げた点は、評価ができる。ただ、各レベルが週3コマしかなく、その意味でもっと多くの日本語学習を望む留学生のニーズに応えるものとはなっていない。日本語教育の在り方に対して大幅な工夫が必要である。

(4) 日本語サマースクールプログラム等、学生交流に関する研修事業の企画・運営及び実施に関すること。

サマースクールの実施、ホームステイプログラム、スキー研修旅行、県内留学生の討論会（わっわっわ）、スポーツ大会、留学生支援ボランティアによる交流活動など、現状の人員と財政状況からいって、十分な交流が行われているといえる。

(5) 外国の教育研究機関との連携による全学的な学生交流の企画及び実施に関すること。

交流協定校との交換留学やサマースクール（朝鮮大学校）や夏季短期留学（アメリカ、カナダ、韓国）、ILUNO 留学（アメリカ）が毎年行われている。協定校から毎年15名～20名程度の学生が静岡大学に勉学に来ている。ただ、成果が上がっている一方で、夏季短期留学への参加者数が減少している点で、さらに努力・工夫が必要である。

(6) 外国人留学生の受け入れ、修学及び生活に係る指導・相談に関すること。

2000年に留学生センターが設置されて以来、留学生の受け入れや指導・相談体制はそれまでと比べ飛躍的に整備された。この体制は、国際交流センターとなっても、学生交流部門として受け継がれている。しかし、これまでに指摘されているとおり、専任教員が3名（静岡）と1名（浜松）の体制では、すべての項目で満足できる成果を挙げるのは難しい。現状のスタッフの枠内では成果が上がっているといえるが、さらなる成果を挙げるためには、特に浜松において学生交流部門の教員の増員が必要である。

(7) 日本語・日本事情教育及び教育効果に関する調査・研究に関すること。

学生交流部門の業務は多岐にわたり、特に留学生サービスが中心となっている点で、調査・研究する時間をみつけることが難しい。このような状況においても、各センター専任教員の専門分野において、日本語・日本事情教育及び教育効果に関する論文を執筆、あるいは全国学会や国際学会などで口頭発表を活発に行っている点で、それなりの成果は上が

っているといえる。

(8) 学生の海外派遣先の開拓に関すること。

現状では派遣を希望する学生が海外派遣先の受け入れ数と比較して少ないことから、学生への広報を中心に努力しているところである。したがって、その点で、派遣先の開拓まで進んでいないのが現状である。

(9) 学生の海外派遣における修学及び生活に係る助言並びに事前プログラム等の総合的支援に関すること。

国際交流チームに英語ができる事務職員が増えたことや学术交流部門の教員のサポートもあり、非常に成果が上がっているといえる。また、海外留学に関する冊子 Study Abroad を平成 19 年度より作成して広報を進めている。

(10) 国際的な文化交流及び産学交流並びに地域の国際化推進に関すること。

留学生の地域への派遣、専任教員の地域国際交流協会への活動サポート（講演・講義・委員など）、公開講座（ほぼ毎年）、公開シンポジウム（2年おき）を通じて、成果は上がっている。

(11) 静岡大学国際交流会館の入居者選考に関すること。

館長、主事、運営委員会委員及び国際交流課長、工学部事務長による選考委員会が設けられ、選考基準に沿って選考が進められる点は特に問題がないといえる。静岡では希望人数に対して収容人数が少ないため、施設を拡張するなどの措置が緊急課題となっている。

(12) その他国際的な学生交流に関すること。

静岡県留学生等交流推進協議会の活動や留学生支援ボランティアの活動を通して、成果が上がっている。

(分析結果とその根拠理由)

【学术交流部門】

本部門の活動は、本学の「ビジョンと戦略」における「国際戦略」の策定や、「大学の国際化推進に関する外部資金獲得にむけて」の学内配布およびこれによる部局への説明など、国際化推進に関する方針を全学に向けて明示的に打ち出す一方、「国際交流に関する危機管理マニュアル」の作成に向けた準備やセンターホームページ・データベースの整備を進めるなど、企画と体制作りの両面で多岐にわたっている。

本部門は、平成18・19年度とも1名で業務を進めてきたため、内容によっては活発に行われているものと、一層の取り組みが必要であるものがあるが、平成20年度に人員が強化

されたことにより、従前不十分であった活動を進めることが可能な体制が整いつつある。

【学生交流部門】

現在の人員においては、所掌項目の（８）と（９）を除いて、おおむね成果が挙げられているといえる。ただ、教育以外の業務が多岐にわたることから、特に海外の学生派遣については、国際交流チームの協力のもと、学術交流部門の教員に活動の多くを頼っている現状である。また、学生の海外派遣先の開拓については現在行っている派遣プログラムへの参加学生数があまり多くないために、いまだに充分手がついてない状態である。

（２）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

【学術交流部門】

- ① 本学の国際交流の窓口として協定関係の開拓・充実に努めており、結果として協定締結校が近年増加している。また、「ビジョン」で示された海外拠点の設置に関連して、特に東南アジア地域（ベトナム、タイ、インドネシア）に協定校が増加している。
- ② 国際化推進の方針を提示するのみならず、これに伴う体制作りも進めている。具体的には、海外の危機管理マニュアルや留学生向けの英文パンフレットの作成準備などである。

【学生交流部門】

- ① 日本語教育プログラム（旧補講授業）の単位化ならびに制度として留学生関係者（家族や研究者）への日本語授業受講を可能にしたこと。
- ② 協定校である朝鮮大学校学生を受け入れる「サマースクール」の実施
- ③ 協定校であるネブラスカ大学オマハ校への短期英語留学（授業料免除）のプログラムの実施（ILUNO）
- ④ 留学生支援ボランティアによる日本人学生と留学生の交流活動

（改善を要する点）

特になし。

（３）基準４の自己評価の概要

概ね本学の規模で想定される活動を実施し、成果を挙げてきている。

また、今後予想される留学生数の増加やよりきめ細かいケアのためには教員や事務の体制整備（本務職員や非常勤職員の増加）が必要である。

基準5 施設・設備

5-1 目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点5-1-1 目的に実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・整備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

(観点にかかる状況)

留学生センターが発足した時、静岡キャンパスでは留学生教育用に5教室（中教室2、小教室3）が整備されたが、国際交流センター発足に伴い、教室以外の目的に使用されることになった。教員用としては、センター長室が1部屋、教員研究室が6部屋、資料室が1部屋確保されている。浜松キャンパスでは、工学部より施設を借りる形で、教員研究室1部屋、資料室1部屋、日本語教室2部屋が確保されている。

(分析結果とその根拠理由)

静岡では、教育用に使用できる部屋が、現在2教室（中教室1とコンピュータ室1）のみであり、留学生教育と留学生交流の点で支障をきたしている。浜松では教育面においては特に支障はないが、工学部からの借り物であるという点で、将来的には自前の施設として完備していく必要がある。

また、センター関係の会議室がなく、教員会議や海外からのゲストへの対応はセンター長室を転用している。国際交流センターとして、組織も大きくなり様々な国際交流活動が活発化しているにもかかわらず、施設・設備においては非常に見劣りし、早急に施設を拡充・改善する必要がある。施設・設備のバリアフリー化への配慮はまったくなされていない。

観点5-1-2 施設・整備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

(観点にかかる状況)

静岡の2部屋のうち、コンピュータ室の運用については留学生を中心とする関係者に運用方針が規定され、周知されている。中教室（日本語教室①）については特に運用に関する規定があるわけではないが、常時日本語教室として使用されている。毎学期、教員会議で使用教室も含めたカリキュラム表が審議され、運営委員会において報告される。

(分析結果とその根拠理由)

公用の施設は教育用の教室が2部屋しかないため、留学生の使用に特化して使っている。特に問題点は見つからない。

観点5—1—3 学生・教職員・その他学外関係者のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点にかかるとの状況)

静岡県留学生交流等推進協議会の運営委員会、総会を年に1回ずつ主催して、県内関連機関と情報交換を行っている。この協議会からは、1年に1回機関紙が発行されており、これに情報を掲載している。国際交流センター発足時にセンターホームページを一新し、学生・教職員・学外関係者に対する情報発信を整備した。しかし、英語での対応がまだ完全でないため、海外での広報に大きな支障が出ていると推測される。

(分析結果とその根拠理由)

日本語のホームページはほぼ完成しているが、英語版が完全でないため、早急に英語版の内容充実・整備が緊急の課題となっている。また、動画の部分も不完全であるため、ホームページとしてはいまだ未完成である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

施設面では絶対的に面積が足りなく、手狭である。

ホームページの英語版を早急に整備する必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

現有施設だけでは、センターで開講している日本語科目すべてを留学生には提供できないため、共通教育A棟、共通教育L棟、理学部A棟などの教室を借用している。その他にも、海外からのゲストを迎える部屋や会議室、留学生交流室などが無いのは、センターとしての基本的機能を欠いていると言わざるを得ない。

ホームページ日本語版はほぼ充実されてきているが、動画の利用や英語版への完全な対応が急がれる。

基準6 財務

6-1 目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

6-2 目的を達成するための活動の財務上の基盤として適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-1 目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

(観点にかかる状況)

基本的には学内配分のあった運営費のセンター内の予算配分案を管理委員会に諮り執行している。

(分析結果とその根拠理由)

原則既定予算の配分であり、新たに企画されたプロジェクトについては、別途予算要求が必要となり、国際交流センターの活動面では制約を受ける実態にある。

観点6-2-1 目的を達成するため、活動に対し、適切な資源配分が行われているか。

(観点にかかる状況)

学内のセンターへの予算配分は通常のシーリングがかかるだけで、必ずしもセンターの業務量を反映した予算システムとはなっていない。センターに配分された後は、センター管理委員会の了承のもと、予算執行は大枠では教員会議等で議論された上で執行されている。

(分析結果とその根拠理由)

留学生の日本語教育のほかに、大学のグローバル化を進める学術戦略の任を担いながら、前者の留学生センターの時代の予算総額のままであり、不足分を学長裁量経費等で補う変則的な状態である。

観点6-2-2 予算の策定に関し、委員会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されているか。

(観点にかかる状況)

管理委員会で審議、構成員に明示されている。

(分析結果とその根拠理由)

特に問題なし。

観点6-2-3 決算に基づき、資源配分の効果に対する評価を行っているか。また、その評価結果を時期の予算策定にフィードバックしているか。

(観点にかかる状況)

特に系統的に評価・フィードバックを行っていない。

(分析結果とその根拠理由)

業務の再評価を行って大幅な変化を伴う予算の検討が必要である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

特になし。

(改善を要する点)

現段階では予算の不足分を学長裁量経費で補填しているが、今後大幅な変化を伴う予算の検討が必要である。

(3) 基準6の自己評価の概要

留学生の日本語教育のほかに、大学のグローバル化を進める学術戦略の策定、様々な交流活動の調整・実施等、増加するセンター活動実施のための予算確保にむけて、外部資金の導入も含め、新たな枠組みを検討する必要がある。

基準7 管理運営

7-1 目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること

7-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

7-3 目的を達成するために、活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

観点7-1-1 管理運営のための事務組織及びその他の組織が、目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点にかかる状況)

国際交流チームは「観点2-1-1」で述べたとおり3つの支援体制から国際交流業務の推進に対応しているが、人員としては少ない配置である。その理由として一人が担当する業務量が多量にして複雑であることゆえに、今後、外国人留学生等の受入をより推進していく上で一元的に事務対応した方がリーズナブルな業務（例えば、入国管理業務等）について対応しきれないのが現状である。これらは専門的な知識経験がありながら、本来の業務で手一杯な現実があるため、全学的な要望に応え切れていない状況である。

(分析結果とその根拠理由)

平成20年度が国際交流チームには英語等の外国語で対応可能職員が増えたので今まで以上の国際交流業務の改善が見られる。また、チーム内でのミーティング等で各自の提案・意見が交換され、従来にないプログラムを展開している。例えば、国際交流チームによる留学フェアがある。これは本学日本人学生に対して海外留学へのエンカレッジを目的とした学生向けへの情報提供と派遣留学プログラム経験学生のメンターシップの活用である。

観点7-1-2 目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

(観点にかかる状況)

教員会議—運営委員会—管理委員会への流れの中で、意思決定が反映されており、一定の効果がある。

(分析結果とその根拠理由)

各部局長などが構成員となる元締め組織がないため、意思決定の対象となる事象が限定されており、新たな予算を伴う事項や、戦略的事項を議論する組織形態になっていない。

観点7-1-3 管理運営のための事務組織及びその他の組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

(観点にかかる状況)

一般的研修については人事・労務チームが担当しているが、JAFSAが企画する研修、セミナーには積極的に参加している。

(分析結果とその根拠理由)

上記JAFSAによる研修・セミナーは全国的レベルでのノウハウが体得できるので良い機会ではあるが、さらに国際担当職員を育成する研修等の導入が必要である。

観点7-2-1 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

(観点にかかる状況)

国際交流センター運営委員会、国際交流センター管理委員会について規定が整備されている。

(分析結果とその根拠理由)

センター関連の規定等の整備については特に問題はない。

観点7-2-2 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

(観点にかかる状況)

全学的な国際交流の実績データベースの構築が必要であるが、現在は、データは紙ベースのものが中心で規格化、電子化が進んでいない。

(分析結果とその根拠理由)

センターの意思決定のためには全学的な国際交流の実績データベースの構築が必要であり、これを完全なものにすれば、それが同時にセンターの活動状況のデータともなる。そのため、現在センターで把握し切れていないデータを体系的に収集する必要があり、そのシステム作りを検討中である。データベースが一端構築されれば構成員からのアクセスが可能なシステム作りは容易と思われる。

観点7-3-1 活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点にかかる状況)

センターの活動状況については紀要その他の記録にまとめられ、参照できる状況になっている。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価はいままで明示的に行われてこなかったが、教員会議等で事実上、定期的に活動の評価を行っている。

観点7-3-2 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

(観点にかかる状況)

いままでは、自己点検・評価の成果を体系的にまとめておらず、したがって公開もされていない。

(分析結果とその根拠理由)

今回の自己点検・評価の成果物を公表していく予定。

観点7-3-3 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

(観点にかかる状況)

いままでのところ、自己点検・評価の結果を外部者に検証してもらうこと、及び外部者による直接評価を実施していない。

(分析結果とその根拠理由)

今後、自己点検・評価の結果の外部者による検証及び外部者による直接評価を実施する予定。

観点7-3-4 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

(観点にかかる状況)

明示的な評価結果の成果物がない。

(分析結果とその根拠理由)

明示的にフィードバックはなされていない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

業務遂行のためのスキルアップに関しては各自自覚をもって自己研鑽につとめている。

(改善を要する点)

センターの活動の事務処理については、国際交流チームが支援・担当しているが、現実には同チームはそれ以外にも全学的な国際業務に関する事務を所掌しており、事務組織としてセンター長の下に完全に組み込まれていない。全学的な事務組織の中で、国際交流チームの位置づけ・権限を明確にし、センターの自律性を高める必要がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

一般論として管理運営体制及び事務組織については、人員の不足状態を除いて大きな問題はない。自己点検・評価についてはセンター発足以来、いままで明示的に行っておらず、したがって結果の公表も行われていない。

資料

静岡大学国際交流センター規則

静岡大学国際交流センター専任教員選考に関する細則

国際交流センター専任教員選考に関する申し合わせ

大学間協定

部局間協定

統計資料